

入 札 説 明 書

案件名：令和８～１２年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式
(調達案件番号：６１４６６４)

本調達案件は、紙による従来の応札及び入開札手続きと併せて「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きで行うものとする。

新潟労働局総務部総務課

新潟労働局総務部総務課の下記調達契約に係わる入札公告（令和８年７月２７日付）に基づく入札等については、この入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 本間 健司

◎調達機関番号 ０１７

◎所在地 １５

2 調達内容

(１) 品目分類番号 ２６

(２) 調達件名及び数量

調達件名：令和８～１２年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式
数 量：仕様書による。

(３) 調達件名の特質等

仕様書による。

(４) 賃貸借期間

令和８年１２月１日（予定）より令和１３年３月３１日までとする。

(５) 納車期限

支出負担行為担当官が指定する時間までとする。

(６) 納車場所

支出負担行為担当官が指定する場所とする。

(７) 入札方法

本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の入札である。

ア 入札者は、調達件名の本体価格のほか、納車場所に納入するための運送費等の業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する金額を加算した額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

ウ 落札者決定後、契約の締結を行う際には、入札書に記載された金額の積算根拠となった内訳として「内訳書」（別紙４－２）を提出すること。

(８) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 競争参加資格

(１) 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 以下の各号のいずれかに該当する者。

(ア) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）。

- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- イ 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - (カ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 厚生労働省（地方支分部局及び施設等機関を含む。）から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、当該制度に加入し、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が所掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- 注）各保険料のうちオおよびカについては、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
- ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場

合には、この限りではない。

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(11) 予算決算及び会計令第73号の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格は以下のとおりとする。

ア この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

イ 入札説明書等の交付を受けた者であること。

4 入札申込書の提出場所等

入札に参加を希望する者は、電子調達システムにより、当該システムに定める手続きに従い、次に示す書類を提出すること。

ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙9により申し出ること。

(1) 提出書類

ア 入札申込書（別紙2）

イ 性能等証明書（別紙3）

ウ 競争参加資格確認関係書類（別紙7）

エ 電子入札案件の紙入札方式での参加理由書（別紙9：紙により参加を希望する場合）

(2) 提出期限

令和8年8月24日（月）17時00分

(3) 提出方法

ア 電子調達システムによる入札を行う場合

電子調達システムの受付登録時に、4（1）に示す書類をPDF様式に変換し添付すること。

イ 紙による入札を行う場合

提出期限までに4（1）に示す書類を各1部提出すること。

なお、郵送による場合は、必ず提出期限の前日までに到着するように送付し、

かつ、受領の確認をすること。

- ウ 入札申込書及び入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒950-8625 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局総務部総務課会計第一係 古川・武士俣
電話 025-288-3524
メールアドレス niigata-kaikaidail@mhlw.go.jp

5 入札書の提出場所等

入札書（別紙4-1）は電子調達システムにより提出するものとし、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

また、紙による入札の参加を希望する場合は、事前に上記4に従い申し出なければならない。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（1） 電子調達システムによる場合

ア 入札書の提出期限

令和8年8月27日（木）10時45分

電子調達システムに上記期限までに到着するように提出すること。

なお、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うこと。

（2） 紙による場合

ア 入札書の受領期限

令和8年8月27日（木）10時45分

郵送による場合は、必ず受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をすること。

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

上記4（3）ウに提出すること。

ウ 入札書の提出方法

入札書は別紙4-1にて作成し、直接に提出する場合は長3封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官新潟労働局総務部長殿と記載）及び「令和8年8月27日開札 令和8～12年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式契約の入札書在中」と朱書きしなければならない。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、長3二重封筒とし、表封筒に「令和8年8月27日開札 令和8～12年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式契約の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記5（2）アの入札書の受領期限の前日まで到着するように特殊郵便（簡易書留、配達記録等）により送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、ファクシミリ、電話及びその他の方法による入札（提出）は認めない。

（3） 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、別紙7の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。（別紙8）

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておく（外国人の署名を含む。）とともに、入札書提出時に別紙5による代理委任状を提出しなければならない。

ウ 委任状の日付は、提出日を記入すること。

エ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和8年8月27日（木）11時00分

新潟労働局 第1小会議室（新潟美咲合同庁舎2号館3階）

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度の入札は原則として2回を限度とする。

紙入札方式にて参加する場合は、再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を用意すること。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類(別紙7)を本入札説明書4により入札申込書の提出に併せて提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 性能等証明書等の審査

この入札に参加を希望する者は、本入札説明書4(1)イの性能等証明書を令和8年8月24日(月)17時00分までに提出すること。提出書類について審査し、合格した者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

合否については、令和8年8月26日(水)17時00分までに入札参加申込者へ連絡することとする。

(4) 入札公告、入札説明書及び仕様書等に対する疑義照会について

本入札案件に係る入札公告、入札説明書及び仕様書等に対して疑義等がある場合には、任意の様式により、本入札説明書4(3)に示してある担当係までメールによる疑義照会を令和8年8月18日(火)17時00分までに行うこと。

期日までに疑義照会のあった事項について、前記担当係より各入札参加予定者に対して一括回答を行うものとする。

(5) 落札者の決定方法

次の各要件を満たす入札書のうち、別紙1の審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 本入札説明書5(1)又は(2)に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札者の提出した性能等証明書が上記(3)による審査の結果、合格したものであること。

ウ 総合評価点が最も高い入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當である

と認められるときは、予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

エ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじを実施し、その結果をもって落札者を決定するものとする。紙による入札の場合、別紙 9 の様式に記載された電子くじ番号(任意の 3 桁の数字)を使用するため、同様式提出時に記載漏れがないことを確認すること。システムトラブル等、電子くじによりがたい事情がある場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

オ 落札者が決定したときは、入札者に対してその氏名(法人の場合にはその名称)、入札価格及び総合評価点について、電話及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。併せて、入札者数、入札者氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を前記の方法により通知するものとする。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、電子調達システムにより遅滞なく契約書を作成するものとする。ただし、紙による入札の場合、その他電子調達システムによりがたい事情がある場合は、従来の紙による契約書を作成するものとする。

イ 紙による契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、契約書の案を送付することにより、その者及び支出負担行為担当官が記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 上記イの場合において支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 支払条件

各月末及び業務終了後に検査職員による検査を実施した後、適法な支払請求書を受理した日から、30 日以内に契約金額(月額)を支払う。

(8) 入札説明会の日時及び場所

本調達案件において、入札説明会は開催しないものとする。

入札参加希望業者は令和 8 年 8 月 24 日(月) 17 時 00 分までに、随時、前記 4(3)の場所に入札説明書、仕様書等の交付を受け必要な説明を受けること。

(9) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は下記のとおり。

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP 電話等をご利用の場合)

(平日 9:00~17:30、国民の祝日・休日、12月29日~1月3日までの年末年始を除く)

ホームページ <https://www.geps.go.jp>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(3)ウの場所に連絡すること。

(10) 入札参加にあたっての留意事項

ア 入札方法について

(ア) 入札は、入札説明書で定められた入札書により行うこと。

(イ) 担当者等から提出される契約関係書類は事業者としての決定であること。

(ウ) 入札書の受領期限に遅れた入札は一切認めない。

イ 次に掲げる入札は無効にする

(ア) 入札金額を訂正した入札。

(イ) 金額の数字等が不明瞭な入札。

(ウ) 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札。

(エ) その他、入札公告若しくは通知、当該入札説明書又は係官が指示した事項に違反した入札。

ウ 違約金等について

(ア) 落札した者が契約を締結しない場合、入札保証金を納めているときはそれが国庫に帰属し、入札保証金を納めていないときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

(イ) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

◎ 様式等

- ・別紙 1 自動車の性能等に関する審査要領
 - ・別紙 2 入札申込書様式（電子入札及び紙入札方式併用）
 - ・別紙 3 性能等証明書
 - ・別紙 4－1 入札書作成様式（紙入札方式での参加）
 - ・別紙 4－2 内訳書（落札者提出様式）
 - ・別紙 5 委任状作成様式（紙入札方式での参加）
 - ・別紙 6 入札辞退届（紙入札方式での参加）
 - ・別紙 7 競争参加資格確認関係書類
 - ・別紙 8 年間委任状作成様（電子調達システム用）
 - ・別紙 9 電子入札案件の紙入札方式での参加様式
-
- ・封筒記載例
 - ・仕様書
 - ・契約書（案）

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。

- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年3月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、燃費目標値と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価するが、本件の契約期間は5年のため、加算点の満点に5／7を乗じた36点とする。具体的には、以下のとおりとする。

なお、燃費基準値は令和2年度燃費基準値とし、燃費目標値は燃費基準値の2倍とする。

$$\text{加算点} = 36 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃費基準値}}{\text{提案車の燃費目標値} - \text{提案車の燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

【仕様書 小型自動車】（100＋加算点）× 4台

＋【仕様書 軽自動車①】（100＋加算点）× 1台

＋【仕様書 軽自動車②】（100＋加算点）× 1台

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

- ① 評価する全ての自動車が WLTC モードによる燃費表示を行っている場合（JC08 モードによる燃費表示をともに行っている場合を含む。）は、WLTC 燃費値により評価するものとする。
- ② 上記①以外の場合は、JC08 燃費値を優先するものとする。（WLTC 燃費値のみ表示している車両に限って WLTC 燃費値による評価）

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

下記の一般競争入札に参加したいので申し込みます。

記

「令和 8 ～ 1 2 年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式」

申 込 人 住 所
商号又は名称
代表者氏名

(連絡先担当者名) _____

(連絡先電話番号) _____

(連絡先 F A X) _____

令和 8 ～ 1 2 年度 新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る性能等証明書

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

「令和 8 ～ 1 2 年度 新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 仕様書の適合性

賃貸借車両		仕様			適否	備考
		小型自動車	軽自動車①	軽自動車②		
年 式		初年登録2023年式以降かつ走行距離6万キロメートル以内			適 ・ 否	
駆 動 方 式 等		4 W D	F F	4 W D	適 ・ 否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	有	有	適 ・ 否	
台 数		4 台	1 台	1 台	適 ・ 否	
総 排 気 量		1,000cc～1500cc	660cc以内	660cc以内	適 ・ 否	
車 両 重 量		1,500kg以内	900kg以内	900kg以内	適 ・ 否	
全 長		4,700mm以内	3,400mm以内	3,400mm以内	適 ・ 否	
全 幅		1,700mm以内	1,480mm以内	1,480mm以内	適 ・ 否	
全 高		2,000mm以内	2,000mm以内	2,000mm以内	適 ・ 否	
荷 室		分割可倒式リアシート			適 ・ 否	
乗 車 定 員		5名	4名		適 ・ 否	
トランスミッション		4 速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)			適 ・ 否	
主要燃費対策		ハイブリッド自動車であること			適 ・ 否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン			適 ・ 否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白、黒のいずれかを基調としたもの			適 ・ 否	
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減又は75%低減レベル適合車			適 ・ 否	
	燃費性能	令和12年度燃費基準値70%達成レベル以上、かつ、令和 2 年度燃費基準値以上			適 ・ 否	
	カーエアコン冷媒	地球温暖化係数 1 5 0 以下			適 ・ 否	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席			適 ・ 否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備			適 ・ 否	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む（希望有の車に装着）			適 ・ 否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン			適 ・ 否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型以上、テレビ機能なし、セットアップ作業を実施を含む			適 ・ 否	
		納品から 3 年間に 1 回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること			適 ・ 否	
	AM／FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可			適 ・ 否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可			適 ・ 否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを 1 枚装備とし、前後両方向の装備とすること			適 ・ 否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること			適 ・ 否	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること			適 ・ 否	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可			適 ・ 否	
フロアマット	前席、後席分			適 ・ 否		
付属品等	スベアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具			適 ・ 否		
冬期	寒冷地仕様	無			適 ・ 否	
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを 4 本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。			適 ・ 否	
	冬用ワイパー	フロントを用意すること。シーズン毎の交換及び摩耗時の交換については受託者で行うこと。			適 ・ 否	
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること			適 ・ 否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		6台	適 ・ 否	
補償内容	対人賠償保険	無制限（免責なし）	適 ・ 否	
	対物賠償保険	無制限（免責5万円）	適 ・ 否	
	車両保険（一般型）	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）	適 ・ 否	
特約 その他		対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること	適 ・ 否	
		運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること	適 ・ 否	
		弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること	適 ・ 否	
		年齢制限なし、搭乗者保険なしとする	適 ・ 否	
		無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする	適 ・ 否	
		仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である	適 ・ 否	

業務内容等	仕様	適否	備考
賃貸借期間	令和8年12月1日（予定）から令和13年3月31日の52か月とする。	適 ・ 否	
納車場所	仕様書別紙2のとおり	適 ・ 否	
納車計画	事業所・整備工場等一覧表（仕様書別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること	適 ・ 否	
納車の対応	賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借契約の開始日から12日以内（12月1日開始日の場合は12月13日）に労働局職員と納車日等について調整を行い指定の場所に納車すること	適 ・ 否	
車両の運用等	仕様書6（3）～（8）のとおり運用等を行うこと	適 ・ 否	

業務実施体制等	仕様	適否	備考
実施体制	本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適 ・ 否	
管理体制	本業務の「作業計画書」（仕様書別紙5）を作成し、労働局に提出すること。	適 ・ 否	
定例会議	作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、仕様書7（2）の「作業計画書」に記載すること。 また、当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。	適 ・ 否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用（仕様書別紙５）については、受託者の負担とすること	適 ・ 否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適 ・ 否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適 ・ 否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適 ・ 否	

2 自動車性能の適合性

	小型自動車	軽自動車①（FF）	軽自動車②（4WD）	労働局審査欄（※１）	
車名					
型式					
車両重量				燃費基準値：	km/L
燃費値（JC08）	km/L	km/L	km/L		km/L
燃費値（WLTC）	km/L	km/L	km/L		km/L

※１ 労働局審査欄は記入しないこと

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

小型

提案車の燃費値

燃費基準値

100 + 36 × $\frac{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$

× 4台

=

・・・A

軽①

提案車の燃費値

燃費基準値

100 + 36 × $\frac{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$

× 1台

=

・・・B

軽②

提案車の燃費値

燃費基準値

100 + 36 × $\frac{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$

× 1台

=

・・・C

A + B + C =

入 札 書

¥

件名：「令和 8 ～ 1 2 年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式」

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

代理人

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

設置場所別内訳

設置官署	台数	1か月単価 (円)	賃貸借期間 (月)	金額 (円)	車名及び型式
新潟労働基準監督署	1 (4WD)		52	0	
長岡労働基準監督署	1 (4WD)		52	0	
新発田労働基準監督署	1 (4WD)		52	0	
小出労働基準監督署	1 (4WD)		52	0	
新潟公共職業安定所	1 (FF)		52	0	
佐渡公共職業安定所	1 (4WD)		52	0	
小計	6			0	
消費税10%				0	
合計				0	

委 任 状

(住所) _____
(役職) _____
私は、(氏名) _____ を代理人と定め下記事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項)「令和 8 ～ 1 2 年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式」

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

入 札 辞 退 届

入札案件名「令和 8 ～ 1 2 年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式」

上記について入札申込みをしましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

競争参加資格確認関係書類

- 1 令和 0 7 ・ 0 8 ・ 0 9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）等級決定通知書の写し
- 2 性能等証明書（別紙 3）
※ 性能等証明書は、納入しようとする自動車【合計 6 台】の車種・台数ごとに作成し提出すること。
- 3 直近 2 年間の社会保険料の納付を証明できる書類（領収書写し、又は年金事務所長による証明等）
- 4 支出負担行為担当官が示す「申立書」「誓約書」「自己申告書」様式（別添 様式 1，2，3 のとおり）

競争参加資格等に係る申立書

- 1 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
- 2 当社（私）は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
- 3 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
- 4 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者職氏名（又は個人名）

生年月日

大正・昭和・平成

年

月

日生

※個人の場合はその者の生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員等（上記に記載した者）の生年月日を記載すること。

自 己 申 告 書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

住所（又は所在地）

社名

代表者職氏名（又は個人名）

年 間 委 任 状

(住所) _____
(役職) _____
私は、(氏名) _____ を受任者と定め下記委任事項について、一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 新潟労働局で実施する電子調達システムを利用して行う入札に関する次の権限

- ・ 入札、見積もりについての権限
- ・ 契約締結についての権限

(委任期間) 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日

令和 年 月 日

委任者（代表者）

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できない
ので、紙入札で参加いたします。

記

- 1 入札案件名
 「令和 8 ～ 1 2 年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式」

- 2 電子くじ番号（落札判定が同価の場合に使用。任意の 3 桁の数字を記入すること。）

--	--	--

- 3 電子入札での参加ができない理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

封筒表面

〒線内については、 朱書きすること	令和〇〇年〇〇月〇〇日開札	支出負担行為担当官
	「調達案件名」の入札書在中	新潟労働局総務部長 殿
住所 氏名 株式会社 代表取締役		

封筒裏面

印
印
印

令和8～12年度 新潟労働局の
業務用自動車賃貸借業務一式
仕様書

令和8年7月
新潟労働局

- 1 件名
令和8～12年度 新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式
- 2 業務概要
新潟労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。
- 3 賃貸借期間
賃貸借期間は、令和8年12月1日（予定）から令和13年3月31日までとする。
- 4 契約方法
一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 調達内容
 - (1) 自動車の仕様
別紙1に掲げる基準を満たす車両の初年登録が2023年式以降かつ走行距離6万キロメートル以内の中古車又は新車であること。
 - (2) 賃貸借台数
6台
内訳 小型自動車 4WD（5人乗り）スタッドレスタイヤあり 4台
軽自動車① FF（4人乗り）スタッドレスタイヤあり 1台
軽自動車② 4WD（4人乗り）スタッドレスタイヤあり 1台
 - (3) 納車場所
別紙2のとおり
 - (4) 自動車保険の加入
(2)の6台については、ア～オを満たす保険に加入すること。
ア 保険の種類
自動車保険（フリート契約とする。）
機構コード：398916
イ 補償内容
(ア) 対人賠償保険（1名につき）無制限（免責なし）
(イ) 対物賠償保険（1件につき）無制限（免責5万円）
(ウ) 車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責10万円）
ウ 特約その他
(ア) 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
(イ) 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
(ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
(エ) 年齢制限なし、搭乗者保険なしとする。
(オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
(カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - (5) 労働局における自動車の状況
各労働局における自動車の年間走行距離は別紙2のとおりである。
- 6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借契約の開始日から12日以内（12月1日開始日の場合は12月13日）に、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員（納入先官署の指定する職員）へ提出し、車両の点検を受けること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員から継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）

イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）

ウ オイルエレメント交換（年1回）

エ エアフィルター交換（年1回）

オ バッテリー交換・補充（必要回数）

カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

(5) 冬期に係る対応

労働局職員からタイヤ・冬用ワイパーの交換（シーズンごとのタイヤの履き替え又はワイパーの付け替え）依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

(6) 点検修理時の代車に係る対応

上記(3)から(5)までの対応を完了するために48時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(7) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

(ア) 事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等

をすること

(イ) 事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合においては、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

(ア) 損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）

(イ) 関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）

(ウ) 過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）

(エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）

(オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

(ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。

(イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款 名称は問わない。

(8) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないよう、労働局職員と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」（別紙4）を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

(3) 定例会議

作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、上記7(2)の「作業計画書」に記載すること。

また、当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。

8 その他

- (1) 自動車の維持に係る費用（別紙5）については、受託者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物（作業報告書（別紙4））を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

新潟労働局総務部総務課会計第一係 古川又は武士俣
電話番号 025-288-3524

11 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

12 担当者連絡先

〒950-8625 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
新潟労働局総務部総務課会計第一係 古川又は武士俣
電話番号 025-288-3524
メールアドレス niigata-kaikeidail@mhlw.go.jp

令和8～12年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 仕様書

類型		小型自動車	軽自動車①
年 式		初年登録2023年式以降かつ走行距離 6 万キロメートル以内	
駆 動 方 式		4 WD	F F
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	有
台 数		4 台	1 台
総 排 気 量		1,000cc～1500cc	660cc以内
車 両 重 量		1,500kg以内	900kg以内
全 長		4,700mm以内	3,400mm以内
全 幅		1,700mm以内	1,480mm以内
全 高		2,000mm以内	2,000mm以内
荷 室		分割可倒式リアシート	
乗 車 定 員		5 名	4 名
トランスミッション		4 速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	
主 要 燃 費 対 策		ハイブリッド自動車であること	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白、黒のいずれかを基調としたもの	
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減又は75%低減レベル適合車	
	燃費性能	令和12年度燃費基準値70%達成レベル以上、かつ、令和2年度燃費基準値以上	
	カーエアコン冷媒	地球温暖化係数150以下	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む（希望有の車に装着）	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型以上、テレビ機能なし、セットアップ作業を実施を含む	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること	
	AM／FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備とし、前後両方向の装備とすること	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	
	フロアマット	前席、後席分	
冬期	付属品等	スベアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	
	寒冷地仕様	無	
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。 シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。	
安全装備	冬用ワイパー	フロントを用意すること。 シーズン毎の交換及び摩耗時の交換については受託者で行うこと。	
		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	

令和8～12年度新潟労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 仕様書

類型		軽自動車②
年 式		初年登録2023年式以降かつ走行距離 6 万キロメートル以内
駆 動 方 式		4 WD
スタッドレスタイヤ装着の有無		有
台 数		1 台
総 排 気 量		660cc以内
車 両 重 量		900kg以内
全 長		3,400mm以内
全 幅		1,480mm以内
全 高		2,000mm以内
荷 室		分割可倒式リアシート
乗 車 定 員		4 名
トランスミッション		4 速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)
主 要 燃 費 対 策		ハイブリッド自動車であること
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン
車 体 の 色		シルバー、グレー、白、黒のいずれかを基調としたもの
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減又は75%低減レベル適合車
	燃費性能	令和12年度燃費基準値70%達成レベル以上、かつ、令和2年度燃費基準値以上
	カーエアコン冷媒	地球温暖化係数150以下
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	全車に装備
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む（希望有の車に装着）
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型以上、テレビ機能なし、セットアップ作業を実施を含む
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること
	AM／FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備とし、前後両方向の装備とすること
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
冬期	寒冷地仕様	無
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。 シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。
	冬用ワイパー	フロントを用意すること。 シーズン毎の交換及び摩耗時の交換については受託者で行うこと。
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

通番	官署名	納車住所	類型	駆動方式		ETC装着	年間見込 走行距離
				4WD	FF	希望	
1	新潟労働基準監督署	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館内	小型	○		○	8,300km
2	長岡労働基準監督署	長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎内	小型	○		○	5,800km
3	新発田労働基準監督署	新発田市日渡9-6 新発田地方合同庁舎内	小型	○		○	12,200km
4	小出労働基準監督署	魚沼市大塚新田8-7-3	小型	○		○	5,700km
5	新潟公共職業安定所	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館内	軽①		○		4,900km
6	佐渡公共職業安定所	佐渡市両津夷2-6-9-8	軽②	○			4,400km
				6		4	

通番	官署名	納車住所	事業所				整備工場			
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	新潟労働基準監督署	新潟市中央区美咲町1－2－1 新潟美咲合同庁舎2号館内								
2	長岡労働基準監督署	長岡市千歳1－3－88 長岡地方合同庁舎内								
3	新発田労働基準監督署	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎内								
4	小出労働基準監督署	魚沼市大塚新田87－3								
5	新潟公共職業安定所	新潟市中央区美咲町1－2－1 新潟美咲合同庁舎2号館内								
6	佐渡公共職業安定所	佐渡市両津夷269－8								

※予定はセルを黄色に色づけすること

通 番	官署名	4WD	FF	社名	車名	登録番号 (又は車両番号)	登録年月日	納車日	法定点検日 (安全点検日)	継続検査 (次回車検日)	備考
1	新潟労働基準監督署	○									○月○日車両故障対応内容は別紙のとおり
2	長岡労働基準監督署	○									
3	新発田労働基準監督署	○									
4	小出労働基準監督署	○									
5	新潟公共職業安定所		○								
6	佐渡公共職業安定所	○									

労働局との定例会議

	日付	
R 8		
R 9		
R 1 0		
R 1 1		
R 1 2		

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責 5 万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円） ※全損事故時の解約金（違約金）を補償できること
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
		③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
		④ 年齢制限なし、搭乗者保険なしとすること。
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	1 2 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数
	点検修理時の代車	2 日以上の法定整備及び故障整備の際に対応